

資料一覧

◆ 資料 1 認定こども園法 子ども・子育て関連3法

◆ 資料 2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の構成

- ① 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 策定の基本的な考え方
- ② 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- ③ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- ④ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における養護について

◆ 資料 3 教育及び保育の基本

環境を通して行う教育及び保育の意義

◆ 資料 4 子どもの発達・発達過程・発達の特性

乳幼児期の発達の特性

発達過程（おおむね6か月未満～おおむね6歳）

幼児期の発達の特性

◆ 資料 5 幼稚園教員の専門性・保育士の専門性

幼稚園教員に求められる専門性

教師の役割

保育士の専門性

資料 1 認定こども園法 子ども・子育て関連3法

認定こども園法とは

平成18年6月15日に公布された

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律のことをいう。(平成18年法律第77号)

そして、

平成24年8月22日に

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 (平成24年法律第67号) が公布された。

子ども・子育て関連3法とは

平成24年8月22日『子ども・子育て関連3法』が成立

上記の「認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の一部を改正する法律」を含む下記の3法のことをいう。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- ③ 子育て支援法（①）及び 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（②）の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

資料 2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の構成

幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは

幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、子育てを巡る課題の解決を目指す『子ども・子育て支援新制度』の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したもの

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

序 章

第1節 策定の基本的な考え方

【参考①】

第2節 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割

第1章 総則

第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

【参考②】

第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

【参考③】

第3節 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

【参考④】

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成

第2節 各領域に示す事項

第3節 保育の実施上の配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1節 指導計画の考え方

第2節 一般的な配慮事項

第3節 特に配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 策定の基本的な考え方

策定の趣旨

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として策定

◆ 策定に当たっての基本的な考え方 ◆

◆ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保

- ※ 環境を通して教育及び保育を行うことを基本
- ※ 教育・保育のねらいや内容等については、5つの領域から構成
 - ❖ 教育の内容については、現行の幼稚園教育要領の内容を基本に策定
 <健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成>
 - ❖ 保育の内容については、現行の保育所保育指針の内容を基本に策定
 <養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定>

◆ 小学校教育との円滑な接続に配慮

- ※ 乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- ※ 園児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る。

◆ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の明示

- ※ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくものとしたこと。
- ※ 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫するものとしたこと。特に、入園及び年度当初は、生活の仕方やリズムに十分に配慮するものとしたこと。
- ※ 教育及び保育の環境の構成の工夫について、満3歳未満の園児と満3歳以上の園児それぞれ明示したこと。

第1章 総則 第1節

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

1 教育及び保育の基本 <②-1>

- (1) 人格形成の基礎を培うこと
- (2) 環境を通して行う教育及び保育
 - ① 環境を通して行う教育及び保育の意義 → 資料3 教育及び保育の基本
 - ② 園児の主体性と保育教諭等の意図
 - ③ 環境を通して行う教育及び保育の特質
- (3) 幼保連携型認定こども園における指導の意義
- (4) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に関連して重視する事項
 - ① 安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験
 - ② 乳幼児期にふさわしい生活の展開
 - ア 興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活
 - イ 友達と十分かかわって展開する生活
 - ③ 遊びを通しての総合的な指導
 - ア 乳幼児期における遊び
 - イ 総合的な指導
 - ④ 園児一人一人の発達の特性に応じた指導
 - ア 園児一人一人の発達の特性
 - イ 園児一人一人に応じることの意味
 - ウ 園児一人一人に応じるための保育教諭等の基本姿勢
- (5) 計画的な環境の構成
 - ① 園児の主体的な活動と環境の構成
 - ② 園児の活動が精選されるような環境の構成

2 教育及び保育の目標 <②-2>

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

(抜粋)

1 教育及び保育の基本 <②-1>

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、**保育教諭等は**、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主體的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、**保育教諭等**は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、**保育教諭等**は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、**保育教諭等**は、園児一人一人の活動に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

2 教育及び保育の目標

<②-2>

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、(略)幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、**生きる力の基礎を育成**するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の**教育及び保育の目標の達成に努めなければならない**。

幼保連携型認定こども園は、このことにより、**義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする**。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については、小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

園児は、家庭、地域社会、幼保連携型認定こども園という一連の流れの中で生活している。特に、子ども・子育て支援法で示されているとおり、父母その他保護者が子育てについて第一義的責任を有している。**園児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の園児に対する理解を深めるとともに、幼保連携型認定こども園での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼保連携型認定こども園と家庭が互いに園児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切である**。

教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

1 全体的な計画の作成

- (1) 全体的な計画の作成の基本
- (2) 教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かすこと
- (3) 園児の心身の発達
- (4) 園の実態
- (5) 家庭及び地域の実態

2 全体的な計画の意義等

- (1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の意義
- (2) ねらいと内容を組織すること
- (3) 乳幼児期の発達の特性を踏まえること
- (4) 入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと
- (5) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成の実際

3 教育週数

- 2 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

4 教育時間

- 3 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

5 保育時間等

- 4 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（略）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

1 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した 0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育

- 入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮

2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

- 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮
- 園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫

3 教育及び保育の環境の構成

- 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については、**健康、安全や発達の確保**を十分に図る
満3歳以上の園児については、**学級による集団活動の中で、発達を促す経験が得られるよう工夫**
- 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、生活の連続性を確保するとともに**一日の生活のリズムを整えるよう工夫**
- 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、**学級による集団活動と異年齢の園児との活動を適切に組み合わせて設定するなどの工夫**

幼保連携型認定こども園における養護について

養護とは

園児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育教諭等が行う援助やかかわりである。

生命の保持

園児一人一人が、
快適かつ健康で、
安全に過ごせるようにする
とともに
その生理的欲求が十分に満たされ、
健康増進が積極的に図られる
ようにする。

情緒の安定

園児一人一人が
安定感を持って過ごし
自分の気持ちを安心して表すことが
できるようにするとともに、
周囲から主体として受け止められ
主体として育ち、
自分を肯定する気持ちが
育まれていくようにし、
心身の疲れが癒されるようにすること

生命の保持 <留意事項>

- ・ 園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態の把握
- ・ 疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上
- ・ 生理的欲求の対応と適切な生活リズムの形成
- ・ 運動と休息を取ること 等

情緒の安定 <留意事項>

- ・ 応答的な触れ合いや言葉掛け
- ・ 継続的な信頼関係の構築
- ・ 自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つこと
- ・ 適切な食事や休息

養護の面は、教育及び保育を展開するために必要とされており、長時間の保育とか満3歳未満の保育だから大切というのではなく、園にいるすべての時間の土台をなすものなのです。

そこでは、保育者が園の環境を整え、子どもの生活リズムを大切に作っていきつつ、意欲的に生活できるよう援助します。それを心の面の安定と成長につなげるためには、子どもの安心感を確保した上で、子どもが主体として扱われ、自ら主体的になって育っていき、自己を肯定できるようにしていくことが大切です。

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領ガイドブック」より

教育基本法第 11 条

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

幼稚園教育要領

幼稚園教育の基本

幼稚園における**教育**は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学校教育法第 22 条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とする。

学校教育法第 22 条

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を**保育**し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

保育所保育指針

保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、**養護及び教育**を一体的に行うことを特性としている。

養護とは、子どもの「生命の保持」及び「情緒の安定」を図るために保育士等が行う援助や関わり

教育とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、(略)乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

環境を通して行う教育及び保育の意義

幼保連携型認定こども園教育・保育要領より

一般に、乳幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人格形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが次第に培われる時期であることが知られている。

すなわち、この時期の教育及び保育においては、生活を通して園児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味を持って環境にかかわることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されなければならない。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育においては、教育課程その他の教育及び保育の内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって園児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって園児の発達を促すようにすること、すなわち、環境を通して行う教育及び保育が基本となるのである。

(略)

ここでいう「環境」とは物的な環境だけでなく、保育教諭等や友達とのかかわりを含めた状況全てである。

環境を通して行う教育及び保育に当たっては

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ
 - 満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに
 - 満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること
- (2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること
 - 満3歳未満の園児については、睡眠時間等の個人差に配慮するとともに
 - 満3歳以上の園児については、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに
 - 満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること

参 考

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「環境を通して行う教育及び保育の意義」は、

幼稚園教育要領解説書（第1章 総説 第1節）

幼稚園教育の基本「環境を通して行う教育」が土台となっている。

<変更点>

◆ 二重線太字の部分が挿入

（ 幼児期 → 乳幼児期）（次第に）

（ 幼稚園教育 → 幼保連携型認定こども園における教育及び保育）

（ 教育内容 → 教育課程その他の教育及び保育の内容）

（ 教師 → 保育教諭等）

◆ 太字囲いの部分に変更（ 幼児 → 園児 ） となっている。

保育所保育指針解説書

（第1章 総則 3 保育の原理 （3） 保育の環境）

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人関わっていくことができる環境を整えること。

（第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性）

（2）子どもは子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより心身の発達が促される。

環境との相互作用において重要なことは、自分から興味や関心を持って、自発的、主体的に関わろうとする意欲や態度です。自ら心や体を動かし、積極的に身近な環境に関わっていく中で、子どもの成長は促されていきます。

子どもの周囲には子どもが興味や関心を持ち、思わず関わってみたいくなるような物や人と、事柄、雰囲気が必要です。

また、遊びたいという気持ちが高まり、遊びに夢中になり、十分に遊ぶことのできる環境であることが重要です。子どもは遊びそのものを楽しみ、遊ぶことによって満足感や充実感を得ていきます。子どもの感性を揺さぶり、目を輝かせて遊んでみたいくなる環境や、遊びにより様々に変化する応答的な環境であることが望まれます。

資料 4 子どもの発達・発達過程・発達の特性

子どもの発達

保育所保育指針解説書より

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。

すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け新たな能力を獲得していく過程である。

特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。

この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

1 乳幼児期の発達の特性

(1) 人への信頼感が育つ

(1) 子どもは大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境（人、自然、事物、出来事など）に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

(2) 環境への関わり

(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより心身の発達が促される。

(3) 子ども同士の関わり

(3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

(4) 発達の個人差

(4) 乳幼児期は生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。

(5) 遊びを通して育つ

(5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。

(6) 生きる力の基礎を培う

(6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに、好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね8つの区分としてとらえられる。

ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

発達過程

保育所保育指針解説書より

おおむね6か月未満

- ❖ 誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られる。
- ❖ 首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。
- ❖ 視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

おおむね6か月から1歳3か月未満

- ❖ 座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
- ❖ 特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらいと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で人見知りをするようになる。
- ❖ また、身近な大人との関係の中で自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになる。
- ❖ 食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

おおむね 1 歳 3 か月から 2 歳未満

- ❖ 歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。
- ❖ 歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲を一層高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。
- ❖ 大人の言うことが分かるようになり、自分の意思を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。
- ❖ 指差し、身振り、片言などを盛んに使うようになり、二語文を話し始める。

おおむね 2 歳

- ❖ 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の着脱など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。
- ❖ 発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。
- ❖ 行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。
- ❖ 盛んに模倣し、物事の中の共通性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。

おおむね 3 歳

- ❖ 基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できるようになる。
- ❖ 話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。
- ❖ 自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。
- ❖ 大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。
- ❖ 予想や意図、期待を持って行動できるようになる。

おおむね4歳

- ❖ 全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。
- ❖ 自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。
- ❖ 想像力が豊かになり、目的を持って行動し、つくったり、かいたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予想して不安になるなどの葛藤も経験する。
- ❖ 仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で決まりの大切さに気づき、守ろうとするようになる。
- ❖ 感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。

おおむね5歳

- ❖ 基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間と共に活発に遊ぶ。
- ❖ 言葉によって共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりを作ったりする。
- ❖ また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身に付けていく。
- ❖ 他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。

おおむね6歳

- ❖ 全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。
- ❖ これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身共に力があふれ、意欲が旺盛になる。
- ❖ 仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験を活かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。
- ❖ 思考力や認識力も高まり、自然事象や社会事象、文字などへの興味や関心も深まっていく。
- ❖ 身近な大人に甘え、気持ちを休めることもあるが、様々な経験を通して自立心が一層高まっていく。

幼児期の発達の特徴

◆ 幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期

そのために自分の力で取り組むことが多くなり、幼児の活動性は著しく高まる。そしてときには全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく心身の諸側面の発達をも促すことになる。

◆ 幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期

幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤として初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができるのである。すなわちこの時期は大人への依存を基盤としつつ自立に向かう時期であるといえる。

また、幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とのかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。

◆ 幼児期は、幼児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受けとめている時期

幼児はこのような自分なりのイメージをもって友達と遊ぶ中で、物事に対する他の幼児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。

◆ 幼児期は信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのままに取り入れたりすることが多い時期

この対象は、初めは、保護者や教師などの大人であることが多い。やがて幼児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような幼児における同一化は、幼児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。

◆ 幼児期は、環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期

例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。

◆ 幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期

また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通してきまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもある。特に幼児は大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

資料 5 幼稚園教員の専門性・保育士の専門性

幼稚園教員に求められる専門性

幼稚園教員の資質向上に関する調査研究
協力者会議報告書（平成14. 6. 4）より

(1) 幼稚園教員としての資質

幼稚園教員は、

幼児一人一人の内面を理解し、信頼関係を築きつつ、集団生活の中で発達に必要な経験を幼児自らが獲得していくことができるように環境を構成し、活動の場面に応じた適切な指導を行う力をもつことが重要である。

また、

家庭との連携を十分に図り、家庭と地域社会との連続性を保ちつつ教育を展開する力なども求められている。

その際、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことに留意する必要がある。

言うまでもなく、これらの教育活動に携わるにあたっては、豊かな人間性を基礎に、使命感や情熱が求められる。

(2) 幼児理解・総合的に指導する力



幼児は

幼児は、自発的な活動である遊びを通じて、心身全体を働かせ、様々なことを経験しつつ、理解力、言語表現能力、運動能力、思考力、社会性、道徳性などの多様な能力や性質について相互に関連させながら総合的な発達を遂げるものである。

このような幼児の発達段階や発達過程を、その内面から理解し、生活の中で幼児が示す発見の喜びや達成感を共感をもって受け入れる、といった幼児理解が、基本として重要である。そして、幼児の総合的な発達を促すため、主体性を引き出しつつ、遊びを通じて総合的に指導する力が、専門性として求められており、幼児期の特性に応じて指導する力として重要である。

(3) 具体的に保育を構想する力、実践力

幼児理解に基づき総合的に指導する力を発揮するためには、一人一人の発達段階と個別の状況に応じて、計画的に、多様な生活体験、自然体験の機会や異年齢交流、交流保育など、具体的に保育を構想し、実践する力が必要である。

これは、教員自身の豊かな体験を背景として展開されることが多く、教員及び教員志望者は、生活体験や自然体験、社会奉仕体験など、自らの豊かな体験を積極的に積むことが望まれる。

(4) 得意分野の育成、教員集団の一員としての協働性

幼稚園教員は、具体的に保育を想定し、総合的な指導を展開していくにあたり、それぞれの得意分野を有していることが求められる。

それは例えば、体を動かすことを通じての指導であったり、あるいは読み聞かせなどの言語・表現活動の分野、障害のある幼児の指導であったりするかもしれない。

この得意分野とは、知識や技術に立脚した活動や内容にとどまらず、幼児の興味を引き出し、幼児が充実感を味わうことができるような、幼児の豊かな活動につながるものである。そして、個別の得意分野を通じて幼児一人一人が豊かな感性をもっていることを認識する機会となるので、教員にとって得意分野の育成は、幼児を理解し、総合的に指導する力を高めることにも通じると考えられる。

個性あふれる教員同士がコミュニケーションを図りつつ、教員集団の一員として協働関係を構築して、園全体として教育活動を展開していくことが求められている。特にティーム保育においては、複数の教員が持ち味を生かしながら、幼児一人一人に対してより柔軟に対応することができる点に意義があり、得意分野と協働性の発揮が期待されている。



(5) 特別な教育的配慮を要する幼児に対応する力

3歳児や満3歳に達し幼稚園に入園した時点で幼児は、家庭での経験の差や個人差が大きい時期であり、初めての集団生活の場において、発達の側面から一人一人への対応がとりわけ必要となる。障害のある幼児については、障害の種類や程度等の対応に関して必要な専門的知識や技能を習得する必要がある。外国籍の幼児については、文化や言葉の相違を理解した上で、子どもとその保護者と共に生活していくという姿勢が必要である。

(6) 小学校や保育所との連携を推進する力

幼稚園と小学校が連携し、幼児期から児童期への移行を円滑にし、一貫した流れを作るため、共通の子ども理解をもち、教員間、幼児・児童間、保護者間の交流を進めるための実行力や企画力などが教員に求められる。

また、幼稚園と保育所は、連携を進めつつそれぞれの目的や役割を果たしてきており、幼稚園と保育所の相互交流や幼稚園教員と保育士の合同研修などを踏まえた能力の発揮が求められる。

(7) 保護者及び地域社会との関係を構築する力

幼稚園は、通常の教育活動や園児の保護者への対応やPTA活動の場だけではなく、地域の幼児教育のセンターとしての機能を発揮し、未就園児の親子登園、子育て相談園開放、子育て情報の提供など子育て支援活動を展開することが求められている。このような局面で、園長や教員は、カウンセリングマインドをもち、保護者たちの悩みを受け止め、円滑にコミュニケーションをとることが求められている。



また、地域に開かれた幼稚園として、保護者や地域の様々な情報をとらえ、これを教育活動に生かしたり、園運営に反映させたりするなどして、幼稚園・家庭・地域社会の関係を深めていくことが求められている。このような場合、園長等は、情報収集及び発信能力及び対外的交渉力を発揮し、幼稚園が地域に貢献するとともに地域の様々な力を幼稚園に導入できるような関係を構築することが求められている。

(8) 園長など管理職が発揮するリーダーシップ

園長は、教職員組織のリーダーであり、教職員が互いに尊重しつつ協力的な組織を構築し、各教員が資質の向上に取り組むことを支援する責任者であり、アドバイザーでもある。

危機管理についても責任者として日頃から備えを怠らないようにすべきである。このように園長の責任は大きく、自らのリーダーシップを十分に発揮できるよう、自己管理と自らの資質向上に努めることが求められている。

(9) 人権に対する理解

幼児が集団生活を初めて経験する場としての幼稚園において、教員は、いかなる差別や偏見も許さないという、人権についての正確な理解に基づき、幼児が、互いを尊重し、社会の基本的なルールが存在に気付き、それに従った行動ができるような素地を身に付けるように指導する力が求められている。今後、国際化や高齢化が進み、男女共同参画社会など、多様な構成員から成る社会がますます形成されていくと考えられるが、これから成長していく幼児にとっても重要な観点である。

★ 幼児が行っている活動の理解者

集団における幼児の活動がどのような意味をもっているのかをとらえるには、時間の流れと空間の広がりを理解することが大切である。

時間の流れとは・・・

幼児一人一人がこれまでの生活や遊びでどのような経験をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのかということである。これらを理解するには、幼稚園生活だけではなく、家庭との連携を図り、入園までの生活経験や毎日の降園後や登園までの家庭の様子などを把握することが大切である。

空間的な広がりとは・・・

自分の学級の幼児がどこで誰と何をしているのかという集団の動きのことである。これらを理解するには、個々の動きを総合的に重ね合わせ、それを念頭に置くことが大切である。

★ 幼児との共同作業・幼児と共鳴する者としての役割

幼児は自分の思いを言葉で表現するだけではなく、全身で表現する。

幼児に合わせて幼児と同じように動いてみたり、同じ目線に立ってものを見つめたり、同じものに向かってみたりすることによって、幼児の心の動きや行動が理解できる。このことにより、幼児の活動が活性化し、教師と一緒にできる楽しさからさらに活動への集中を生むことへとつながっていく。



★ 憧れを形成するモデル・遊びの援助者としての役割

教師がある活動を楽しみ、集中して取り組む姿は、幼児を引き付けるものとなる。

「先生のようにやってみたい」という幼児の思いが事物との新たな出会いを生み出したり、工夫して遊びに取り組んだりすることを促す。

幼児は、教師の日々の言葉や行動する姿をモデルとして多くのことを学んでいく。

善悪の判断、いたわりや思いやりなど、道徳性を培う上でも、教師は一つのモデルとして大きな役割を果たしている。

○ 教師自らの言動が幼児の言動に大きく影響することを認識しておくことが大切

是非善悪を理解させたり、生活上のきまりに気付かせ、それを守らせたりすることについては、幼児一人一人の発達に応じ、体験などを通して理解させ、進んで守ろうとする気持ちをもたせることが大切である。さらに、幼児の遊びが深まっていなかったり、課題を抱えたりしているときには教師は援助を行う必要がある。しかし、このような場合でも

○ いつどのような援助を行うかは状況に応じて判断することが重要

教師がすぐに援助することによって幼児が自ら工夫してやろうとしたり、友達と助け合ったりする機会がなくなることもある。また、援助の仕方も教師がすべて手伝ってしまうのか、ヒントを与えるだけでよいのか、また、いつまで援助するのか等を考えなければならない。一人一人の発達に応じた援助のタイミングや援助の仕方を考えることが、自立心を養い、ひいては幼児の生きる力を育てていくことになる。

このような役割を果たすためには、

教師は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。

幼稚園は幼児にとって保護者から離れ、集団生活を営む場である。また、幼稚園で安定し、落ち着いた心をもつことが主体的な活動の基盤である。この安定感をもたらす信頼のきずなは、教師が幼児のありのままを受け入れて、その幼児のよさを認め、一人一人に心を砕くことによって生まれる。その時々幼児の心情、喜びや楽しさ、悲しみ、怒りなどに共感し、応えることにより、幼児は教師を信頼し、心を開くようになる。

- (1) 子どもの発達に関する専門的知識を基に
子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
- (2) 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を
細やかに助ける生活援助の知識・技術
- (3) 保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、
自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術
- (4) 子どもの経験や興味・関心を踏まえ、
様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術
- (5) 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わり
などを見守り、
その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助を
していく関係構築の知識・技術
- (6) 保護者等への相談・助言に関する知識・技術



こうした「専門的な知識・技術」をもって
子どもの保育と保護者への支援を適切に行うことは極めて重要

知識や技術 **倫理観** に裏付けられた『判断』が強く求められる。

日々の保育における子どもや保護者との関わりの中で
常に自己を省察し、状況に応じた判断をしていくことが
保育士の専門性として欠かせない。